

～プロローグ～……………1
「決算書」と「法人税申告書」で粉飾決算を見破れ！！

法人税申告書

01 別表1 …………… 9
—取引先のアウトラインをつかむ—

02 別表2 …………… 23
—株主構成をつかみ、事業承継対策の提案を行う—

03 別表4 …………… 29
—所得金額の大きさとその中味がわかる—

04 別表5 (1) …………… 39
—税務上の純資産額の大きさがわかる—

05 別表5 (2) …………… 47
—税金の納付や経理処理状況がわかる—

06 別表6 (1) …………… 53
—法人税の前払いである所得税額がわかる—

07 別表6 (18) …………… 59
—儲かっている中小企業の節税意欲がわかる—

08 別表6 (31) …………… 63
—従業員の給与が増えたかどうかわかる—

09 別表7 (1) …………… 71
—所得から差引くことができる欠損金の明細がわかる—

10 別表8 (1) …………… 77
—受取配当等の益金不算入額がわかる—

11 別表11 (1) …………… 87
—不良債権とその貸倒引当て状況がわかる—

12	別表11 (1の2)	93
	— 将来の貸倒れに対する備えの状況がわかる —	
13	別表14 (2)	99
	— 寄附金の損金不算入額がわかる —	
14	別表14 (6)	103
	— 100%グループ法人間の資産の売買取引の実態がわかる —	
15	別表15	109
	— 交際費の支出額と損金不算入額がわかる —	
16	別表16 (1)	113
	— 一定額法による償却過不足の有無がわかる —	
17	別表16 (2)	121
	— 一定率法による償却過不足の有無がわかる —	
18	別表16 (6)	135
	— 繰延資産の償却過不足の有無がわかる —	
19	別表16 (7)	141
	— 当期に費用計上した少額減価償却資産の明細がわかる —	
20	別表16 (8)	145
	— 3年間の均等償却の状況がわかる —	
21	別表16 (10)	149
	— 資産に係る控除対象外消費税額の処理がわかる —	
22	適用額明細書	153
	— 租税特別措置法の適用で儲けの状況がわかる —	
	決算報告書	157

勘定科目内訳書

勘定科目内訳書	167
—勘定科目の中味から決算書の実態をつかむ—	
●預貯金等の内訳書	168
●受取手形の内訳書	170
●売掛金（未収入金）の内訳書	172
●仮払金（前渡金）の内訳書、貸付金及び受取利息の内訳書	174
●棚卸資産の内訳書	176
●有価証券の内訳書	178
●固定資産の内訳書	180
●その他の内訳書	182
●支払手形の内訳書	184
●買掛金（未払金・未払費用）の内訳書	186
●仮受金の内訳書、源泉所得税預り金の内訳	190
●借入金及び支払利子の内訳書	192
●土地の売上高等の内訳書	194
●売上高等の事業所別の内訳書	196
●役員給与等及び人件費の内訳書	198
●地代家賃等の内訳書、工業所有権等の使用料の内訳書	200
●雑益、雑損失等の内訳書	202

「決算書」と「法人税申告書」で粉飾決算を見破れ！！

粉飾決算しているかも……。

さわやか銀行の融資担当者であるイチローは、担当先であるABC卸販売株式会社（以下「A社」という）の経理部長から運転資金を融資してほしい旨の依頼を受けた。コロナ禍の影響もあり、なかなか融資額が増加しない厳しい環境の下で、ありがたい話ではあるが、売上高はやや低下傾向にあるものの黒字であるA社の運転資金がショートするのはどうも納得がいかないし、腑に落ちない。

「ひょっとすると粉飾決算をしているかもしれない!？」

と、直感したイチローは、A社から入手している決算書をあらためて見直すことにした。また、A社からは決算書以外に「法人税申告書」も入手している。これを適切に読むことができれば、粉飾を見破ることができるかと聞いている。しかし、決算書はどうか読めるものの「法人税申告書」は正直に言うと自信がない……。

そこで、イチローは、さわやか銀行の顧問である税理士法人のK先生を訪問し、アドバイスを受けることにした。K先生と銀行とは守秘義務契約を交わしているうえ、既に何回か税務相談を持ち込んでいてお互いに信頼関係も構築されているので、A社から入手した決算書と申告書をK先生に提示し、指導を受けることにした。

A社の決算書は、157～162頁に掲載しています。
 「法人税申告書」の金額と照合させながら、読み進んでいき、A社の粉飾を見破ってください。
 なお、解説中の★印（★1、★2…）の付いた用語は、各項目末の「用語の解説」において掲載しています。

イチロー 先生、お忙しいところ、お時間をとっていただきありがとうございます。

今日は、当行の取引先であるA社の決算書や法人税申告書をもとに、決算書や法人税申告書が粉飾されていないかを見抜く着眼点を教えていただきたいと思って、先生にお時間をとってもらいました。

K先生 相変わらず、イチロー君は勉強熱心だね。どれどれ、決算書と申告書を見せてください。

（A社の決算書と申告書を眺めてすぐに）

直感ですが、間違いなくこの会社はかなり粉飾をしていますよ。

イチロー えー！ 本当ですか？ 先生、どこを見て、その直感になったのですか？

K先生 この会社の決算書や申告書には、粉飾の痕跡がたくさん残っていますから、順番に説明しましょう。ところで、イチロー君、会社は何のために粉飾をすると思いますか？

重要ポイント! 法人税申告書 別表1

PICK UP 2

事業年度の期間と
申告書の種類

PICK UP 1

税務署受付印

PICK UP 4

所得金額又は欠損金額

PICK UP 5

法人税額

令和 年 月 日		03	4990	00	*	F B 0 6 1 2	
納税地	名古屋市中区丸の内	通商グループ 整理番号		法人区分	1	青色申告	一連番号
法人名	ABC印刷株式会社	通算法人 整理番号		事業種目	2	整理番号	1 2 3 4 5 6 7 8
代表者	名古屋太郎	法人番号	10,000,000*	同非区分	3	事業年度 (至)	
住所	名古屋市中区丸の内	旧納税地及び 旧法人名等		添付書類	4	売上金額	
					5	申告年月日	
					6	通信日付	確認 庁指定 局指定 特選 区分
					7	年月日	
					8	申告区分	
					9	法人 代表者	代表者 氏名
					10	代表者 住所	代表者 住所
令和 4 年 4 月 1 日 事業年度分の法人税 確定申告書		令和 5 年 3 月 31 日 課税事業年度分の地方法人税 確定申告書		適用額明細書 提出の有無		税理士法第30条 の書面提出有	
所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)		9 3 1 4 0 2 2		所得税の額 (別表六「16」の③)		1 4 7 9 6 8	
法人税額 (52) + (53) + (54)		1 5 0 4 8 4 8		外国税額 (別表六「17」の①)			
法人税額の特別控除額 (別表六「5」)		3 0 0 9 6 9		計 (16) + (17)		1 4 7 9 6 8	
税引控除額(通商 租税等)の加算額				控除した金額 (12)		1 4 7 9 6 8	
課税土地譲渡利益額 (別表三「75」)		0 0 0		控除しきれなかった金額 (18) - (19)		0	
同上に対する税額 (74) + (75) + (76)				所得税額等の還付金額 (20)			
課税留保金額 (別表三「41」)		0 0 0		中間納付額 (14) - (13)			
同上に対する税額 (別表三「18」)				欠損金の繰戻しに よる還付請求税額			
法人税額計 (2) - (3) + (4) + (6) + (8)		1 2 0 3 8 7 9		計 (21) + (22) + (23)			
税引控除額(通商租税等)の加算額 (別表六「14」の計)				この申告による 還付金額 (24) + (25)			
税引控除額(通商租税等)の加算額 に超過する法人税額				この申告前の所得 金額又は欠損金額 (50)			
控除税額 (10) - (11) + (18) + (25) + (26)		1 4 7 9 6 8		この申告による納付 すべき法人税額又は 減少する還付請求税額 (27)		0 0 0	
差引税額に対する法人税額 (9) - (10) - (11) - (12)		1 0 5 5 9 0 0		欠損金は次期繰戻金等の当戻請求額 (別表七「47」) + (別表七「48」) + 戻金(別表七「49」) + (別表七「50」)			
中間申告分の法人税額		6 0 7 6 0 0		差引繰り越す欠損金額又は次期繰戻金 (別表七「50」の計)			
法人税額 (16) + (17) + (18) + (19) + (20)		1 2 0 3 8 7 9		この外国税額の還付金額 (79)			
課税留保金額 に対する法人税額				申告中間納付額 (40) - (39)			
課税標準法人税額 (29) + (30)		1 2 0 3 0 0 0		計 (42) + (43)			
地方法人税額 (32)		1 2 3 9 0 9		この申告の 所得の金額に 対する法人税額 (37)			
税引控除額(通商租税等)の加算額 (別表六「14」の計)				課税留保金額に 対する法人税額 (38)			
税引控除額(通商租税等)の加算額 に係る地方法人税額 (38)				課税標準法人税額 (69)		0 0 0	
所得地方法人税額 (35) + (36) + (34)		1 2 3 9 0 9		この申告による納付 すべき地方法人税額 (48)		0 0 0	
税引控除額(通商租税等)の加算額 (別表六「14」の計)				剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額 (別表八「51」)			
税引控除額(通商租税等)の加算額 に係る地方法人税額 (38)				後の分配又は 引渡しの日		決算確定の日	
外国税額の控除額 (100) - (98) - (97) + (127) + (126)				運付する金額 を受けよう とする 期間等		銀行 本店・支店 金融・組合 出金所 郵便局名等	
差引地方法人税額 (35) - (36) - (37) - (38)		1 2 3 9 0 0		※税務署処理欄		税理士 署名	
中間申告分の地方法人税額		3 0 4 0 0				税理士法人 中央総研	
差引税額 (32) - (33) - (34) - (35) - (36) - (37) - (38) - (39)		9 3 5 0 0					

PICK UP 3

33 税理士法第30条・
33条の2の書面提出

PICK UP 7

地方法人税額

別表1の重要項目とその解説

PICK UP

1

税務署受付印

法人税申告書を税務署に提出したときは、申告書が提出済みであるという証明として会社側の控えに「税務署受付印」を税務署に捺印してもらいます。この捺印があれば、その法人税申告書は税務署に提出した申告書と同じであるという証しになります。

ただし、電子申告をした場合には受付印はありませんが、代わりに税務署から電子申告を受け付けたという「メール詳細」（または、電子申告終了報告書）があります。このメール詳細には、受付番号・受付時間・所得金額・確定法人税額が記載されていますので、このメール詳細を入手することによって法人税申告書とチェックすることが可能です。

（平成30年度の税制改正により、令和2年4月1日以後開始する事業年度より大法人については、電子申告が義務化されました）

PICK UP

2

事業年度の期間と申告書の種類

この申告書の対象期間と、この申告書が「確定申告書*²」であるのか「中間申告書*²」であるのか、あるいは、「修正申告書*³」であるのかがわかります。

PICK UP

3

税理士法第30条・33条の2の書面提出

法人税申告書に次の書面が添付されているか否かを明らかにするものです。

①税理士法第30条の書面とは「税務代理権限証書」のことで、いわば納税者から税理士に対する委任状に相当するものです。また、②税理士法第33条の2の書面とは税務書類の作成における税理士の関与や審査状況が記載された書類のことで、税理士からみて申告内容に自信がある場合に添付されるのが一般的です。そのため、この書面の添付があれば、信頼度が高い申告書であると考えてもよいでしょう。

PICK UP

4

所得金額又は欠損金額（1欄）

この期の所得金額または欠損金額を示します。『別表4』（30頁参照）で計算された数字（『別表4』の48①欄に記載されている金額）が転記されたものです。この所得金額を基礎に法人税額の計算が行われます。

PICK UP

5

法人税額（2欄）

この期の所得金額に対する法人税額は、『別表1』の2欄に記載されますが、その具体的な計算は『別表1次葉』で行われます。

重要ポイント! 法人税申告書 別表4

PICK UP
1

当期利益又は
当期欠損の額

PICK UP
2

加算小計

PICK UP
3

減算小計

所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)		事業 年度	令和 4.4.1 5.3.31	法人 名	ABC卸販売株式会社		
区 分	額	留 置		配 当		出 発	
		①	②	③	④		
当期利益又は当期欠損の額	8,540,628	8,540,628					
加							
損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	638,000	638,000					
損金経理をした道府県民税及び市町村民税	120,200	120,200					
損金経理をした納税充当金	934,500	934,500					
損金経理をした附帯税(附子税を除く。)、加算金、延滞金(延納金を除く。)及び違忌税	1,224				1,224		
減価償却の償却超過額							
役員給与の損金不算入額	1,800,000					1,800,000	
交際費等の損金不算入額	2,920,881					2,920,881	
通算法人に係る加算額(別表四付表「5」)							
小計	6,414,805	1,692,700				4,722,105	
減							
減価償却超過額の当期認容額							
納税充当金から支出した事業税等の金額	326,500	326,500					
受取配当等の益金不算入額(別表八(一)「13」又は「26」)	598,399					598,399	
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(別表八(二)「26」)							
受贈益の益金不算入額							
適格現物分配に係る益金不算入額							
法人税等の中間納付額及び過払納に係る還付金額							
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等							
通算法人に係る減算額(別表四付表「10」)							
有価証券譲渡益	5,000,000	5,000,000					
小計	5,924,899	5,326,500				598,399	
仮計							
(1) + (11) - (22)	9,030,534	4,906,828				4,123,706	
対価給支払子等の損金不算入額(別表十七(一)「29」又は「34」)							
租税控除(別表十七(二)「10」)							
仮計							
(23) から (25) までの計	9,030,534	4,906,828				4,192,105	
苦附金の損金不算入額(別表十四「24」又は「40」)	135,520					135,520	
法人税額から控除される所得税額(別表七(一)「5」)	147,968					147,968	
税額控除の対象となる外国法人税の額(別表七(二)「7」)							
2%以内調整外国租税控除及び外国法人税等に係る控除対象所得戻等租税(別表七(三)「7」の2) + 別表七(三)「7」の3)							
合計							
(26) + (27) + (29) + (30) + (31)	9,314,022	4,906,828				5,005,593	
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失金損金の益金算入額							
繰上納付金又は繰上納付金の全額分配等による繰上納付金等の繰戻税戻額又は課税戻戻額							
差引計							
(34) + (37) + (38)	9,314,022	4,906,828				5,005,593	
発生欠損金は災害損失等課税額を引ける報告の発生等欠損金の損金算入額(別表七(三)「9」又は「31」)							
繰上納付金又は繰上納付金の全額分配等による繰上納付金等の損金算入額又は繰上納付金等全額の益金算入額(別表七(三)「9」又は「31」)							
差引計							
(39) + (40) + (41)	9,314,022	4,906,828				5,005,593	
欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七(一)「4」の2) + 別表七(四)「10」)							
総計							
(43) + (44)	9,314,022	4,906,828				5,005,593	
残余財産の確定の日のある事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額							
所得金額又は欠損金額	9,314,022	4,906,828				5,005,593	

別表四(簡易様式) 令四・四・一以後終了事業年度分

別表4の重要項目とその解説

PICK UP

1

当期利益又は当期欠損の額（1欄）

『別表4』の「当期利益又は当期欠損の額」は、株主総会で承認（確定決算という）された損益計算書の末尾の当期純利益または当期純損失が記載されます。

さらに、この「当期利益又は当期欠損の額」は、貸借対照表の純資産額に内部留保として蓄積される留保^{*1}と内部留保とにならない社外流出^{*1}に分けられます。

PICK UP

2

加算小計（11欄）

企業会計では費用や損失として処理したが、税務上は損金と認められないものを当期純利益にプラス（申告加算という）したものの合計額が記載されます。この『別表4』では、費用に計上した法人税や交際費などが税務上損金とはならないものとして申告加算されています。

この申告加算した項目も、貸借対照表の純資産額に影響するかどうかによって留保となるものと社外流出となるものに分けられます。

PICK UP

3

減算小計（22欄）

企業会計では収益として処理したが、税務上は益金とは認められないものなどを当期純利益からマイナス（申告減算という）したものの合計額が記載されます。この『別表4』では、企業会計において投資有価証券譲渡益（損益計算書では雑収入に含む）として収益に計上したもののグループ法人税制^{*2}の適用により税務上は益金に算入されない有価証券譲渡益や、受取配当等の益金不算入額が申告減算されています。

なお、申告書を提出したときに損金に算入される事業税等が納税充当金（未払法人税等のことを税務では納税充当金という）を取崩して支払われたため、損金に算入する目的で申告減算したものが「納税充当金から支出した事業税等の金額」です。

このように申告減算した項目も留保と社外流出に分けられます。

重要ポイント! 法人税申告書 別表16(1)

PICK UP 1 取得価額

旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	令和 4. 4. 1 令和 5. 3.31	法人名	ABC卸販売株式会社	
種類	1 建物	ソフトウェア				合計
取得年月日						
取得価額又は製作価額	7 111,300,000	5,000,000				116,300,000
償却引当額	9 111,300,000	5,000,000				116,300,000
期末現在の償却引当額	10 96,090,000	3,230,412				99,320,412
期末現在の積立金の額	11					
積立金の期中取崩額	12					
償却引当額記載金額	13 96,090,000	3,230,412				99,320,412
損金に計上した当期償却額	14 990,000					990,000
前期から繰り越した償却超過額	15					
合計	16 97,080,000	3,230,412				100,310,412
残存価額	17					
当期分の償却額	18					
19年8月31日以前取得の普通償却部分	19 67,770,000	5,000,000				72,770,000
旧定額法の償却率	20					
算出償却額	21 1,355,400	1,000,000				2,355,400
増加償却額	22					
合計	23 1,355,400	1,000,000				2,355,400
定額法の償却率	24					
算出償却額	25 972,000					972,000
増加償却額	26					
合計	27 972,000					972,000
当期分の普通償却限度額等	28 2,327,400	1,000,000				3,327,400
特別償却限度額	29					
合計	30 2,327,400	1,000,000				3,327,400
特別償却限度額	31					
合計	32					
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33					
合計	34 2,327,400	1,000,000				3,327,400
当期償却額	35 990,000					990,000
償却不足額	36 1,337,400	1,000,000				2,337,400
償却超過額	37					
前期からの繰越額	38					
当期償却不足によるもの繰越額	39					
積立金の取崩しによるもの繰越額	40					
合計	41 2,327,400	1,000,000				3,327,400
特別償却限度額	42					
合計	43 2,327,400	1,000,000				3,327,400
特別償却限度額	44					
合計	45					
当期分不足額	46					
前期繰越不足額	47					
合計						
備考						

別表十六(一) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

PICK UP 2 残存価額

PICK UP 3 当期分の償却限度額

執筆者紹介

小島 興一（こじま こういち）

元 税理士法人中央総研 代表社員 会長 公認会計士・税理士

中央総研グループとして金融機関、上場会社等約2,800社の企業顧問として実務にあたるかたわら、経営セミナー、相続税対策、法人税節税セミナーなどの講師として活躍。

著書『コンサルティング機能強化のための決算書の見方・読み方』『ディスクロージャー時代の企業会計と連結納税』『税金入門』『わかりやすい決算書の作り方』『法人税パーフェクト・マスター』『給与賞与退職金の会社税務Q & A』『法人税入門』他、多数

小島 浩司（こじま こうじ）

監査法人東海会計社 代表社員 公認会計士・税理士

現在、公開支援業務、グループ企業の経営戦略コンサルティング業務、日系企業の海外進出支援・会計税務業務等に携わるかたわら、IFRSや連結経営セミナーなどの講師として活躍中。

著書『ディスクロージャー時代の企業会計と連結納税』『給与賞与退職金の会社税務Q & A』『事例で分かる税務調査の対応Q & A』『コンサルティング機能強化のための決算書の見方・読み方』『金融機関のための中小企業海外展開支援実務のポイント』他

松本 幸代（まつもと ゆきよ）

税理士法人中央総研 所属税理士 コンサルティング部

2007年税理士法人中央総研に入社。

コンサルティング部に所属し、創業支援からグループ企業の組織再編の提案までさまざまな会計税務業務等に携わる。

図解でわかる 提案融資に活かす「法人税申告書」の見方・読み方 2023年度版

2007年11月9日 初版第1刷発行
2023年7月6日 2023年度版第1刷発行

編者 税理士法人 中央総研
発行者 志茂満仁
発行所 (株)経済法令研究会
〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-2-1
電話 代表 03(3267)4811 制作 03(3267)4823
<https://www.khk.co.jp/>

営業所／東京03(3267)4812 大阪06(6261)2911 名古屋052(332)3511 福岡092(411)0805

カバーデザイン／清水裕久 イラスト／園部多恵子
制作／櫻井寿子 印刷・製本／富士リプロ(株)

© Chuo-soken 2023 Printed in Japan

ISBN978-4-7668-3491-8

☆ 本書の内容等に関する訂正等の情報 ☆

本書の内容等につき発行後に訂正等（誤記の修正等）の必要が生じた場合には、当社ホームページに掲載いたします。

（ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌](#) の下部の [追補・正誤表](#)）

定価はカバーに表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えします。